

（第1面）

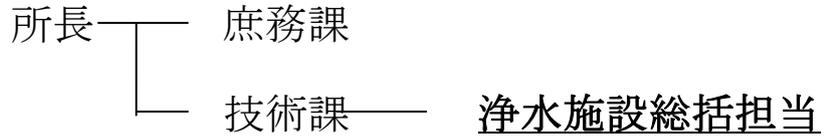
産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 28日	
東京都知事 殿 236 長	提出者 住 所 東京都東村山市美住町二丁目20番地 氏 名 東京都水道局東村山浄水管理事務所 小泉 正一 電話番号 042-397-8213
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	東京都水道局東村山浄水管理事務所
事業場の所在地	東京都東村山市美住町二丁目20番地236
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	F36 水道業
②事業の規模	3,393億円（令和5年度東京都水道局水道事業会計 総収益）
③従業員数	131人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p><上水汚泥の処理工程> 浄水汚泥発生（沈澱池）→ 調整槽・濃縮槽にて汚泥を重力濃縮 → 加温槽で汚泥を加温 → 横型加圧脱水機で機械脱水 → 脱水汚泥をコンベヤで移送し破碎 → 屋内貯蔵庫で一時貯留 → グランド資材等に再利用、資源化处理委託、埋立処分</p> <p><その他> 収集運搬・処分業者と委託契約</p>

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

東村山浄水管理事務所



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	排出量	148,675.00 t	5.66 t
	(これまでに実施した取組) ＜上水汚泥＞ 気象条件等に影響を受けるため計画的な抑制は困難であるが、可能な範囲で高濁度時の取水制限等を行い、排出の抑制に努めた。 ＜廃プラスチック類＞ 浄水場設備等の維持補修作業に伴って発生するため抑制は困難であるが、残材等の削減に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	排出量	148,390.00 t	8.50 t
	(今後実施する予定の取組) ＜上水汚泥＞ 可能な範囲で高濁度時の取水制限等により排出の抑制に努める。 ＜廃プラスチック類＞ 浄水場設備等の維持補修作業において残材の削減に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ＜上水汚泥＞ 重力濃縮により濃縮汚泥と上澄水に分離し、上澄水は浄水処理に再利用している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ＜上水汚泥＞ 重力濃縮により濃縮汚泥と上澄水に分離し、上澄水は浄水処理に再利用する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
排出量	1.16 t	0.12 t	0.01 t	0.00 t
<金属くず> 浄水場設備等の維持補修作業に伴って発生するため抑制は困難であるが、残材等の削減に努めた。 <ガラス陶磁器等くず> 浄水場設備等の維持補修作業に伴って発生するため抑制は困難であるが、残材等の削減に努めた。 <廃油> 浄水場における水質試験等に伴って発生するものであり、抑制は困難である。 <廃アルカリ> 浄水場における水質試験等に伴って発生するものであり、抑制は困難である。				
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
排出量	1.65 t	0.25 t	0.01 t	0.00 t
<金属くず> 浄水場設備等の維持補修作業において残材の削減に努める。 <ガラス陶磁器等くず> 浄水場設備等の維持補修作業において残材の削減に努める。 <廃油> 浄水場における水質試験等に伴って発生するものであり、抑制は困難である。 <廃アルカリ> 浄水場における水質試験等に伴って発生するものであり、抑制は困難である。				

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
排出量	0.07 t	0.00 t	1.66 t	- t
<p><廃酸> 浄水場における水質試験等に伴って発生するものであり、抑制は困難である。</p> <p><その他の汚泥> 浄水場における水質試験等に伴って発生するものであり、抑制は困難である。</p> <p><政令13号物> 浄水場の維持に関する補修作業等を抑制することは困難であるが、残材等の削減に努めた。</p>				
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
排出量	0.08 t	0.00 t	3.00 t	- t
<p><廃酸> 浄水場における水質試験等に伴って発生するものであり、抑制は困難である。</p> <p><その他の汚泥> 浄水場における水質試験等に伴って発生するものであり、抑制は困難である。</p> <p><政令13号物> 浄水場の維持に関する補修作業等を抑制することは困難であるが、残材等の削減に努めた。</p>				

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	181.00 t	- t
	(これまでに実施した取組) 上水汚泥は、機械脱水・破砕したものを売却し、グラウンド資材等として再生利用した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3,660.00 t	- t
	(今後実施する予定の取組) 上水汚泥は、機械脱水・破砕したものを売却し、グラウンド資材等として再生利用を図る。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	141,714.00 t	- t
(これまでに実施した取組) 上水汚泥は、機械脱水することで減量を図った。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	138,070.00 t	- t
(今後実施する予定の取組) 上水汚泥は、機械脱水することで減量を図る。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	6,780.00 t	5.66 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	6,780.00 t	1.28 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 上水汚泥は、機械脱水・破碎したものを再資源化施設に委託し、粒状改良土化処理を行った。			

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
全処理委託量	1.16 t	0.12 t	0.01 t	0.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	0.07 t	0.05 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
全処理委託量	0.07 t	0.00 t	1.66 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	6,660.00 t	8.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	6,660.00 t	2.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 上水汚泥は、機械脱水・破砕したものを再資源化施設に委託し、粒状改良土化処理を行う。		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃油	廃アルカリ
全処理委託量	1.65 t	0.25 t	0.01 t	0.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	0.15 t	0.15 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃酸	その他の汚泥	政令13号物	-
全処理委託量	0.08 t	0.00 t	3.00 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。